

## 国等における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の推進に関する基本方針（案）

### 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

本基本方針の対象となる省エネルギー改修事業（以下、「E S C O事業」という。）とは、事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等にかかる費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下、この項において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業を指す。

E S C O事業の立案にあたっては、事前に既存庁舎の状況を的確に把握し十分な診断を行い計画の立案を行うこと。

E S C O事業に係る事業の立案にあたっては、長期の供用計画を適切に作成し、契約期間内に契約条件に変更がないよう十分検討を行うこと。

E S C O事業者の決定にあたっては、価格のみならず、その施設の設備システム等に最も適し、かつ、創意工夫を最大限に取り込む技術提案その他の要素について総合的に評価を行うこと。

E S C O事業の実施にあたっては、契約期間中に想定されうるリスクの分担について事前に実施事業者と十分協議をおこなった上で契約を行うこと。

E S C O事業の実施にあたっては、契約時に保守・監視のための要領を適切に定め契約を行うこと。

E S C O事業の実施にあたっては、事業期間終了後の引き継ぎの際に庁舎の使用に支障をきたさないよう、あらかじめ契約時に引き継ぎの要領を定めること。